

困ったときは、こんな制度

(新型コロナで特例／支援制度一覧)

相談は	○なんでも相談（新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター）	電話相談窓口を一本化		☎0570-783-770 土日、祝日含め24時間対応
	○外国人の方は（県内在住外国人向け相談ホットライン）	【対応言語】英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語・ダダログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語		☎048-711-3025 24時間対応（土日含む）
	■DV被害	配偶者などからDV被害を受けた場合		☎0570-0-55210 全国共通の電話相談窓口
	○労働相談	埼玉県社会保険労務士会が相談受付	労働者や事業主などからの相談（助成金申請、感染防止の衛生管理など）	埼玉県社会保険労務士会 ☎048-826-4860
	○経営支援	埼玉県内企業向け無料の経営相談	よろず支援拠点	よろず支援拠点（さいたま市大宮区桜木町1-7-5ソニックシティビル10階） 来所相談・事前予約 ☎0120-973-248 埼玉県信用保証協会の経営相談窓口 本店企業支援課 ☎048-647-4723（土日可）

	制 度		内 容		連 絡 先
	もらう (給付)	■定額給付金	給付対象者1人につき10万円	※ 申請書郵送 5月29日予定	政策室企画担当 ☎048-982-9445（直通）
■休業手当		会社の都合で休業することになった労働者、正規、非正規を問わず「休業手当」を受け取れる	労働基準法では、平均賃金の6割、厚生労働省は、全額が望ましいとされる。	ハローワーク越谷 ☎048-969-8609	
■傷病手当金 (国民健康保険の被用者も可。事業主は不可)		企業などで働く人が新型コロナに感染、もしくは感染が疑われ、4日以上仕事を休み、収入が得られなかった場合	日割りした月収の3分の2程度	それぞれの勤務先、公的健康保険組合、国保は、吉川市役所国保年金課 ☎048-982-9538	
■修学支援新制度		大学生、短大生、高等専門学校生、などで、家計を支える父母などが失職したり、収入が減ったりした場合	授業料の減免、給付型の奨学金を支給	日本学生支援機構奨学金センター ☎0570-666-301	
■大学が学生を支援		・早稲田大学（10万円給付）・埼玉大学（大学生、大学院生に最大5万円給付／返済不要）・獨協大学（10万円給付）・大正大学（5万円給付）・明治学院と立教大学（一律給付5万円）東京農工大学（5～10万円）・慶應義塾大学（1万5千円）・東京大学など（授業料の納付期限延長措置）		各大学の奨学金窓口	
■住宅確保給付金		休業や失業で収入が減り、家賃が払えない人に	原則3か月家賃相当額を給付	吉川市役所地域福祉課内 ☎048-982-9602	
○県営住宅の提供		住居確保が困難な人	県営住宅提供 原則6か月間	埼玉県都市整備部住宅課 ☎048-830-5564	
借りる (融資)	■生活福祉資金貸付	休業、失業して生活に困った場合、低利で国が生活資金を貸し付ける	休業は最大20万円 失業は単身者最大15万円、2人以上世帯最大20万円原則3か月間無利子で	吉川市社会福祉協議会 ☎048-981-8750	

くらし・個人の方は

期限延長など (猶予・減免)	○民間金融機関の特別融資	武蔵野銀行むさしのフリーローン「まるごとパック」	200万円以内固定利率4% (標準金利▲3.5%)	武蔵野銀行吉川支店 ☎048-983-5711
	■公共料金の支払い			
	・電気、ガス料金	支払期限を延長		それぞれの電気、ガス会社
	・電話料金	支払期限を延長		それぞれの電話会社
	・水道、下水道料金	支払期限を延長		吉川市役所水道課 ☎048-982-7711
	■国民年金の保険料	国民年金の保険料支払いが免除される	月額16,540円の保険料が所得額に応じて全額から4分の1まで4段階で免除される	吉川市役所国保年金課 ☎048-982-5117
	■国民健康保険料/後期高齢者医療保険	収入が3割以上落ち込むなどした場合	保険料の全部または一部を免除	吉川市役所国保年金課 ☎048-982-5117
	■介護保険料	収入が3割以上落ち込むなどした場合	保険料の全部または一部を免除	吉川市役所国保年金課 ☎048-982-5117
■納税猶予・減免	国税(所得税や消費税)、固定資産税などが減免、納税猶予される	1年間猶予、額の減免など	越谷税務署 ☎048-965-8111 吉川市役所税務課 ☎048-965-5113	

制 度	内 容		連 絡 先
もらう (給付)	■持続化給付金	フリーランスを含む個人事業者などが売り上げが大きく落ち込んでしまった場合	個人事業主は上限100万円 法人の中小企業や小規模事業者は上限200万円 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
	○休業支援金(埼玉県中小企業・個人事業主支援金)	【第1弾】埼玉県内に本社がある中小企業・個人事業主が4月8日~5月6日に20日以上休業した場合 【第2弾】5月12日~5月31日に8割休業した場合	【第1弾】支援金20万円(事業所が複数あれば30万円) 【第2弾】10万円 中小企業支援相談窓口 ☎048-830-8291
	■雇用調整助成金特例	新型コロナウイルスの影響を受ける事業主が対象	休業手当の助成率を100%、解雇を行わない場合の助成率を100% ハローワーク越谷 ☎048-969-8609
	■学校等休業助成金・支援金	子どもが休校で仕事を休まざるを得なくなった場合の助成金、支援金	・雇用されている人は、日額8,330円を上限に勤務先助成、個人事業主は、日額41,000円の支援金 学校等休業助成金・支援金コールセンター ☎0120-60-3999
借りる (融資)	■無利子・無担保の融資	フリーランスを含む個人事業主などが外出の自粛や需要の落ち込みの影響を受け、収入が大きく落ち込んでしまった時無利子・無担保で融資	上限3000万円 中小企業金融・給付金相談窓口 ☎03-3501-1544
	○融資支援	①新型コロナウイルス感染症対応資金(コロナ対応)	融資限度額3000万円、利率3年間0%、4~10年1.5%以内
		②経営安定資金(コロナ対応) 経営あんしん資金(コロナ対応)	・経営安定資金1億円利率0.6%以内 ・経営あんしん資金1億円利率0.8%以内
③緊急借換資金(既存の信用保証付き融資の借り換え)		融資限度額1億5千万円 融資期間10年	

営業・事業主などの方は